

特別養護老人ホームはなみずき運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人比内ふくし会が開設する特別養護老人ホームはなみずき（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な施行と「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、少数の居室及び居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに、入居者一人ひとりの思いや人格を尊重し、居宅に近い居住環境、日常生活の中で施設サービス計画に基づいた個別のサービスを提供し、健康で楽しく、安らかで尊厳を持ったその人らしい生活が、入居者のペースで継続して送れるものとする。

また、法人の理念である「一人ひとりの思いに寄り添い、心を込めて支え合う」に基づき、下記の事項を基本方針とする。

1. 「尊重」 入居者の思いを大切にする。
 2. 「安心」 一人ひとりの生活を大切にする。
 3. 「共感」 心に寄り添うケアを提供する。
 4. 「信頼」 地域、家族とのつながりを大切にする。
 5. 「共生」 地域との相互交流を推進する。
- 2 施設は、地域や家族との結びつき、地域社会への貢献を重視した運営を行い、行政機関及び居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療福祉サービス提供者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 施設の名称等

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームはなみずき
- (2) 所在地 秋田県大館市比内町新館字真館 21-2

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者）1名（短期入所生活介護事業所管理者と兼務）

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対して関係法令等の規程を遵守させるために必要な指示を行う。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(4) 介護職員 30名以上

各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって生活相談、介護（食事、入浴、排せつ、整容等）を行う。

(5) 看護職員 3名以上

健康チェック等を行うことにより入居者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の診察補助及び医師の指示を受けての看護、施設の保健衛生業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

入居者が日常生活を営むのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための機能訓練等を行う。

(7) 管理栄養士 1名

入居者の栄養状態に応じた栄養管理、介護・看護部門との連絡調整、入居者に対しての栄養食事相談その他の食品衛生管理全般、給食業務委託先との連絡調整を行う。

(8) 栄養士 1名

入居者の給食管理業務を行う。

(9) 調理員 4名以上

入居者の調理業務を行う。

(10) 総務 1名以上

総務、会計、地域交流等に関することを行う。

(11) 嘱託医師 1名

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導を行う。

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第4章 入居定員及びユニット数

(定員及びユニット数)

第5条 施設の入居定員は、60名とする。

- 2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 6ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 10名

- 3 施設は、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第5章 入居者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(基本方針)

第6条 施設は、入居者へのサービスの提供に当たり、入居者の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮するとともに、職員は、一人ひとりの入居者について個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するものとする。

- 2 施設は、サービスの提供に当たり、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- 3 施設は、サービスの提供に当たり、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

- 4 施設は、サービスの提供に当たり、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

- 5 職員は、サービスの提供に当たり、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画)

第7条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。なお、施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入居者に強制することのないよう留意するものとする。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 3 介護支援専門員は、入居者の有する能力、心身の状況、置かれている環境等を評価し、入居者が自立した生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画が入居者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、入居者の希望及び前項のアセスメント結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案した上で、実現可能な施設サービス計画原案を作成するものとする。
- 5 介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者から、その内容について専門的な見地からの意見を求め調整を図るものとする。
- 6 介護支援専門員は、施設サービス計画原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 7 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付するものとする。
- 8 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。また、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入居者及びその家族並びに施設サービスの担当者との連絡を継続的に行うものとする。

(介護)

第8条 施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供するものとする。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防する体制を整備するものとする。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生

活上の行為を適切に支援するものとする。

(食事)

第 9 条 施設は、栄養管理並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはしないよう十分留意するものとする。

(相談及び援助)

第 10 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供)

第 11 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行するものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 12 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 13 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 14 条 施設は、入居者が医療機関に入院した場合、入院後おおむね 3 か月以内に退院するこ

とが明らかに見込まれるときは、その入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにするものとする。

(利用料及びその他の費用額)

第 15 条 施設は、法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての入居者負担として、サービスに係る費用額の 1 割又は 2 割・3 割の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 施設は、前 2 項の支払を受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。(別表再掲)

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居住に要する費用

(3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行った場合の費用

(4) 入院時に居室をそのままに保管希望する場合の費用

(5) 前各号に掲げるものの他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用

4 前各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対して当該施設サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者又はその家族の同意を得るものとする。尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

5 施設は、当月の利用料の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに入居者に通知するものとする。

6 入居者は、利用料の請求のあった月の末日までに、支払うものとする。

第 6 章 施設の利用に当たって入居者が留意すべき事項

(自己選択の生活と共同生活の尊重)

第 16 条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 17 条 入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、要件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出るものとする。

(面会)

第 18 条 入居者に面会をしようとする者は、面会票に所定事項を記載するものとする。施設長は、特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えなければならないものとする。

(健康保持)

第 19 条 入居者は、努めて健康に留意するとともに、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り受診し、予防接種を受けるものとする。

(身上変更の届出)

第 20 条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに施設長に届け出るものとする。

(禁止行為)

第 21 条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならないものとする。

- (1) けんか、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑をかけること
- (2) 所定場所以外で喫煙、飲酒をすること
- (3) 指定された場所以外で火気を用いること
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (5) 故意に施設の設備もしくは備品に損害を与え、または無断でこれを施設外に持ち出すこと

(損害賠償)

第 22 条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ、原状に回復させることができるものとする。

第 7 章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第 23 条 サービスの提供中に入居者の心身の状況に異変その緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡して適切な措置を講ずるとともに、施設長に報告するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 24 条 施設は、事故の発生又はその再発防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応や報告の方法等を定めた事故発生防止のための指針を作成するとともに、事故が発生又はそれに至る危険性のある事態が生じた場合

には、必ずその事実が報告され、その分析を通じた改善策を講じて職員に周知徹底するものとする。

(2) 事故発生防止のための委員会を設け適切に実施するための担当者を設置し、その結果を周知するため職員に対する研修を定期的に開催するものとする。

- 2 サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村並びに入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しておくものとする。
- 3 入居者に対するサービスの提供によって、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員等は必要により入居者の避難等の措置を講ずる。また、施設長は日常的に具体的な避難経路及び避難方法、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、消防計画を定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第9章 その他の運営についての重要事項

(衛生管理等)

第26条 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設内において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように対策を検討する委員会を開催し、その結果を職員等に周知徹底するとともに、その予防及びまん延防止のための指針を整備し、職員への研修及び訓練を定期的に開催するなど、適切な対応に努めるものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとする。

(虐待等の禁止)

第27条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待等の防止のため入居者の人格を尊重する視点に立ったサービスの提供に努めるものとする。また、職員は入居者に対し以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為
 - (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
 - (3) 食事を与えないこと
 - (4) 健康状態等からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
 - (5) 乱暴な言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
 - (6) 脅かすような言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
 - (7) 性的な嫌がらせをすること
 - (8) 無視、放置すること
- 2 施設は、虐待防止のための対策を検討する委員会を設け適切に実施するための担当者を設置し、定期的に開催するとともに、虐待防止のための指針の整備、定期的な研修会の実施、その結果について職員に周知徹底するものとする。

(身体的拘束等)

- 第 28 条 施設は、サービスの提供に当たり、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。また、身体的拘束等を行う場合には、家族から同意を得た時のみ、その条件と期間内にて行うことができるものとし、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設け、定期的に開催するとともに、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、定期的な研修会の実施、その結果について職員に周知徹底するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 29 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第 30 条 施設は、業務上知り得た入居者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報使用同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持し、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第 31 条 施設は、提供したサービスに係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し担当者を配置するとともに、施設長を苦情解決責任者とし、第三者委員の活用を図るなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明を行うとともに、当該苦情の内容等を記録しておくものとする。
- 3 施設は、入居者の苦情に関して、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、それにより行われた指導・助言に従って必要な改善を行い、その内容を報告するものとする。

(職員の研修等)

第 32 条 施設は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の質の向上を図るため、採用時の研修のほか、定期的な研修の場を設け、業務体制を確保するものとする。

(記録の整備)

第 33 条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、サービスの提供に関する必要な記録等を整備しておくとともに、その完結した日から 5 年間保存するものとする。

(地域との連携)

第 34 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第 35 条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、当該サービスの事業会計とその他の事業会計とを区分して経理するものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、事業運営についての必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

- ・改定 平成 27 年 4 月 1 日施行 (第 4 条の変更)
- ・改定 平成 28 年 4 月 1 日施行 (第 4 条の変更)
- ・改定 平成 30 年 4 月 1 日施行 (第 4 条の変更)
- ・改定 令和 3 年 4 月 1 日施行 (第 4 条の変更)
- ・改定 令和 3 年 12 月 1 日施行 (第 4 条の変更)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

はなみずき指定短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人比内ふくし会が開設するはなみずき指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な施行と「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の遵守を通じて、適正な指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護サービス」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、少数の居室及び居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

また、法人の理念である「一人ひとりの思いに寄り添い、心を込めて支え合う」に基づき、下記の事項を基本方針とする。

1. 「尊重」 利用者の思いを大切にする。
2. 「安心」 一人ひとりの生活を大切にする。
3. 「共感」 心に寄り添うケアを提供する。
4. 「信頼」 地域、家族とのつながりを大切にする。
5. 「共生」 地域との相互交流を推進する。

第2章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) はなみずき指定短期入所生活介護事業所
- (2) 秋田県大館市比内町新館字真館 21-2

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (特別養護老人ホームはなみずき施設長と兼務)

事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対して関係法令等の規程を遵守させるために必要な指示を行う。

- (2) 生活相談員 1名

生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (3) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という）の作成を行う。

- (4) 介護職員 30名以上

ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって生活相談、介護（食事、入浴、排せつ、整容等）を行う。

- (5) 看護職員 3名以上

健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を把握、健康保持のための適切な措置をとるとともに、事業所の保健衛生業務を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1名

利用者の栄養状態に応じた栄養管理、介護・看護部門との連絡調整、利用者に対する栄養食事相談その他の食品衛生管理全般の業務を行う。

- (8) 栄養士 1名

利用者の給食管理業務を行う。

- (9) 調理員 4名以上

利用者の調理業務を行う。

- (10) 総務 1名以上

総務、会計、地域交流等に関することを行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第4章 利用定員及びユニット数

(定員及びユニット数)

- 第5条 事業所の利用定員は、特別養護老人ホームはなみずきにおいて入院等によりの空床が出た場合に、その空床分を利用とする。
- 2 ユニット数及びユニットの利用定員は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) ユニット数 6 ユニット
- (2) ユニットの利用定員 10 名
- 3 事業所は、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、ユニットの利用定員及び居室の定員を超えて利用させないものとする。

第5章 事業所のサービス内容及び利用料その他の費用額

(基本方針)

- 第6条 事業所は、介護サービスの提供に当たり、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業所は、介護サービスの提供に当たり、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行うものとする。
- 3 事業所は、介護サービスの提供に当たり、ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 4 事業所は、介護サービスの提供に当たり、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 5 職員は、介護サービスの提供に当たり、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業所は、介護サービスの提供に当たり、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護計画)

- 第7条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、介護計

画を作成するものとする。

- 2 事業所は、介護計画の作成に当たり、既に居宅サービス計画または介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 事業所は、介護計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業所は、介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

第 8 条 事業所は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう支援するものとする。
- 3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供するものとする。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

(食事)

第 9 条 事業所は、栄養管理並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはしないよう十分留意するものとする。

(機能訓練)

第 10 条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 11 条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(相談及び援助)

第 12 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第 13 条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料及びその他の費用額)

第 14 条 事業所は、法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、サービスに係る費用額の 1 割又は 2 割・3 割の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料額と短期入所生活介護サービス費用基準額及び介護予防短期入所生活介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業所は、前 2 項の支払を受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。(別表再掲)

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 滞在に要する費用

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合の費用

(4) 前各号に掲げるものの他、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前各号に掲げる費用の額に係る介護サービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対して当該介護サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

5 事業所は、当月の利用料の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に通知するものとする。

6 利用者は、利用料の請求のあった月の末日までに、支払うものとする。

第6章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第15条 事業所の通常の送迎の実施地域は、大館市とする。

第7章 サービス利用に当たっての利用者の留意すべき事項

(自己選択の生活と共同生活の尊重)

第16条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、事業所の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出)

第17条 利用者は、外出しようとする時はその都度行き先、要件、事業所へ帰着する予定時間を管理者に届け出るものとする。

(面会)

第18条 利用者に面会をしようとする者は、面会票に所定事項を記載するものとする。管理者は、特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は必ず職員に伝えなければならないものとする。

(利用の中止)

第19条 利用者は、事業所に対してサービス利用開始日の前日午後5時までに通知することにより、サービス利用を中止することができるものとする。

2 利用者が事業所に対してサービス利用開始日の前日午後5時までに通知することなく、サービス利用を中止した場合は、事業所は利用者に対し、契約書及び重要事項説明書に記載する相当額を請求できるものとする。但し、利用者の体調不良、入院等正当な事由がある場合には、この限りではない。

3 事業所は、利用者が入院治療を必要とする場合やその他利用者に対し適切なサービスを提供することが困難である場合は、居宅介護支援専門員等と協力し適切な措置を速やかに講じるものとする。

(衛生保持)

第20条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止事項)

第21条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならないものとする。

- (1) けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑をかけること
- (2) 所定場所以外で飲酒をすること

- (3) 指定された場所以外で火気を用いること
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (5) 故意に事業所の設備もしくは備品に損害を与え、又は無断でこれを事業所外に持ち出すこと

(損賠賠償)

第 22 条 事業所は、利用者が故意又は過失によって事業所の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ、原状に回復させることができるものとする。

第 8 章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第 23 条 事業所は、サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 24 条 事業所は、事故の発生又はその再発防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応や報告の方法等を定めた事故発生防止のための指針を作成するとともに、事故が発生又はそれに至る危険性のある事態が生じた場合には、必ずその事実が報告され、その分析を通じた改善策を講じて職員に周知徹底するものとする。
- (2) 事故発生防止のための委員会を設け適切に実施するための担当者を設置し、その結果を周知するため職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供中に、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 9 章 非常災害対策

第 25 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行い、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第26条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように対策を検討する委員会を開催し、その結果を職員等に周知徹底するとともに、その予防及びまん延防止のための指針を整備し、職員への研修及び訓練を定期的に開催するなど、適切な対応に努めるものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとする。

（虐待等の禁止）

第27条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため利用者の人格を尊重する視点に立った介護サービスの提供に努めるものとする。また、職員は利用者に対し以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
- (2) 強引に引きずるように連れて行く行為
- (3) 食事を与えないこと
- (4) 健康状態等からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (5) 乱暴な言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
- (6) 脅かすような言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
- (7) 性的な嫌がらせをすること
- (8) 無視、放置すること

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を設け適切に実施するための担当者を設置し、定期的に開催するとともに、虐待防止のための指針の整備、定期的な研修会の実施、その結果について職員に周知徹底するものとする。

（身体的拘束等）

第28条 事業所は、介護サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。また、身体的拘束等を行う場合には、家族から同意を得た時のみ、その条件と期間内にて行うことができるものとし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第29条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供

を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（秘密保持）

第 30 条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報使用同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

（苦情処理）

第 31 条 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し担当者を配置するとともに、管理者を苦情解決責任者とし、第三者委員の活用を図るなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明を行うとともに、当該苦情の内容等を記録しておくものとする。
- 3 事業所は、利用者の苦情に関して、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、それにより行われた指導・助言に従って必要な改善を行い、その内容を報告するものとする。

（職員の研修等）

第 32 条 事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の質の向上を図るため、採用時の研修のほか、定期的な研修の場を設け、業務体制を確保するものとする。

（記録の整備）

第 33 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、介護サービスの提供に関する必要な記録等を整備しておくとともに、その完結した日から 5 年間保存するものとする。

(地域との連携)

第 34 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

第 35 条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、当該サービスの事業会計とその他の事業会計とを区分して経理するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、事業運営についての必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日より施行する。

・改定 令和 3 年 12 月 1 日より施行 (第 4 条の変更)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日施行する。(第 4 条の変更)